

地方交付税法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の改正

地方法人税を地方交付税の対象税目に加え、所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十二・三、たばこ税の収入額の百分の二十五並びに地方法人税の収入額をもって地方交付税とすること。

二 地方交付税の総額の特例等

- (一) 平成二十六年分通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の税収の状況を踏まえて行う等の加算額九千億円、平成二十六年分における法定加算額等六千六百四十八億円及び臨時財政対策のための特例加算額二兆六千四百三十八億三千七百七十五万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額二千億円、同特別会計借入金利子支払額千七百二十九億円及び平成二十年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二十六年分から平成三十八年度までの各年度における地方交付税の総額か

ら減額することとしている額八百二十七億三千六百五十万円を控除した額とすること。

(二) 平成二十七年年度から平成四十一年度までの各年度における地方交付税の総額について、六十一億円を加算すること。

三 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 地域経済活性化に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域の元気創造事業費」を設けること。

(二) 平成二十六年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けること。

(三) 地方消費税率の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実に要する経費について、全額を基準財政需要額に算入することとした上で、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実に、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置、子育て支援施策の充実に、児童虐待防止、自殺予防等に要する経費の財源を措置すること。

(四) 特別支援教育の充実、図書館施策の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。

- (五) 住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置すること。
- (六) 環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、地球温暖化対策事業等に要する経費の財源を措置すること。
- (七) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (八) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

四 基準財政収入額の算定方法の特例

- (一) 当分の間の措置として、地方消費税の引上げによる地方消費税及び地方消費税交付金の増収分の全額を基準財政収入額に算入すること。
- (二) 平成二十六年において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

五 特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例

平成二十六年年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に關し、必要な特例措置を設けること。

六 震災復興特別交付税に関する特例

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、平成二十六年年度分の地方交付税の総額に五千七百二十三億三千二百二十一万五千円を加算すること。

(二) 平成二十六年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

(三) 平成二十六年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することとすることができることとする。同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

(四) 平成二十六年度及び平成二十七年分における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けること。

(五) 平成二十六年及び平成二十七年における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けること。

七 交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入規定の改正

交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入規定に地方法人税の収入を追加すること。

八 その他所要の改正

第二 地方財政法の一部改正

一 平成二十六年から平成二十八年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとする。

二 平成二十一年度から平成二十五年度までの間に公営企業の廃止等に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるために起こすことができることとされている地方債について、公営企業の廃止等を行うこと等を定めた計画を平成二十六年五月三十一日までに総務大臣に提出し、その承認を受けた地方公共団体にあっては、起こすことができる期間を平成二十八年度までとすること。

三 当分の間の措置として、地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に

基づいて行われる公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができることとする。

四 その他所要の改正

第三 地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正

地方交付税総額における特別交付税の割合について、平成二十七年度までは六パーセント、平成二十八年度においては五パーセントとする等、現行の経過措置を延長すること。